

環境経営推進規程

平成16年 1月 9日 規程第16-1号
改正:平成17年 5月 9日 規程第17-54号
改正:平成17年 9月30日 規程第17-125号
改正:平成18年 4月11日 規程第18-25号
改正:平成18年 6月22日 規程第18-44号
改正:平成19年 4月 9日 規程第19-49号
改正:平成19年 8月13日 規程第19-64号
改正:平成20年 3月31日 規程第20-29号
改正:平成21年 4月 1日 規程第21-14号
改正:平成23年10月18日 規程第23-49号
改正:平成25年 4月 9日 規程第25-31号

目次

- 第1章 総則(第1条から第4条)
- 第2章 環境経営推進の組織と機能(第5条から第9条)
- 第3章 環境経営の推進(第10条から第11条)
- 第4章 雑則(第12条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の環境経営の推進に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義はそれぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1)「環境」とは、大気、水質、土地、天然資源、植物、動物、人及びそれらの相互関係を含む、組織の活動をとりまくもの(組織内から地球規模のシステムにまで及ぶもの)をいう。
- (2)「環境経営」とは、地球環境に配慮し持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを理念とした経営を行うことをいう。
- (3)「環境配慮活動」とは、地球環境への負荷低減及び貢献のための活動をいう。
- (4)「環境影響」とは、有害か有益かを問わず、全体的に又は部分的に組織の活動、製品又はサービスから生じる環境に対するあらゆる変化をいう。
- (5)「部門等」とは、組織規程(規程第15-3号)第5条から第10条に定める組織(第7条第2項に定める組織を除く。)をいう。

(6)「事業所」とは、組織規程(規程第15-3号)第198条第1項に定める事業所をいう。

(環境への配慮)

第3条 機構の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、業務を行うにあたり、地球環境保全と持続的発展が可能な社会の維持に寄与することを目的として、環境に配慮しなければならない。

(継続的改善)

第4条 役職員は、業務に伴う環境配慮活動について、継続的に改善を行うものとする。

第2章 環境経営推進の組織と機能

(環境経営推進業務の実施)

第5条 部門等は、業務に伴う環境配慮活動をそれぞれの組織及び職制に従って行うものとする。

(環境経営推進会議)

第6条 機構に、環境経営に係る基本的事項について決定を行う環境経営推進会議を置く。

2 環境経営推進会議の運営、構成等については別に定める。

(安全・信頼性推進部の役割)

第7条 安全・信頼性推進部は、機構における環境経営を推進するため以下の業務を行う。

(1)機構の環境経営に係る基本的な方針及び推進のための計画の立案

(2)環境経営推進に係る教育、基準・要領等の制定、立法及び行政の動向把握、技術情報の収集及び情報の発信

(3)各部門等の環境配慮活動実施状況の確認及び見直し事項のとりまとめ

(4)機構の環境配慮活動の継続的改善案の検討

(部門等及び環境配慮活動責任者の役割)

第8条 部門等は、研究、プロジェクト、施設設備等に係る企画立案、設計、開発、運用等、全ての業務に伴う環境配慮活動について継続的に改善を行う。

2 環境配慮活動を計画的かつ効率的に行うため、別表1のとおり、それぞれの部門等に、環境配慮活動責任者を置く。

3 部門等において環境配慮活動責任者は、第10条に基づき決定された環境経営推進の目標及び計画に従って、毎年度、部門等の環境配慮活動の目標及び計画を策定する。

なお、当該計画には、部門等が属する事業所における業務内容に応じた環境に配慮するための計画を含むものとする。

4 部門等は、部門等の環境配慮活動の計画を推進するために部門等に所属する職員その他業務を行う者に対して教育・訓練を行う。

(事業所の役割)

第9条 環境に関する事業所単位の法定届出及びこれに関する所管の都道府県等との調整は、別表2に定める環境配慮活動に関する事業所の代表者が行う。

2 環境配慮活動に関する事業所の代表者は、前項に定める事項に係る事業所内のとりまとめを行うものとする。

第3章 環境経営の推進

(環境経営に関する方針及び推進の目標及び計画)

第10条 安全・信頼性推進部は、機構の環境経営に係る基本的な方針を立案し、環境経営推進会議に附議するものとし、同会議が決定する。

2 安全・信頼性推進部は、前項で制定された基本的な方針に沿って、毎年度環境経営推進の目標及び計画を立案し、環境経営推進会議に附議するものとし、同会議が決定する。

(契約時の条件)

第11条 部門等は、物件等の設計、製造、試験及び購入並びに役務サービス等の契約の発議に当たっては、仕様書その他適用文書により、環境配慮に関する要求事項の明確化に努めなければならない。

2 部門等は、著しい環境影響が予想される物件等の設計、製造、試験、購入等の契約を発議するに当たっては、事前に、できる限り、環境影響の評価に努めなければならない。

3 部門等は、市販品等を購入する際は、できる限り環境への負荷の少ないものを選定しなければならない。

第4章 雑則

(実施細則)

第12条 この規程の実施に関し、必要な事項は安全・信頼性推進部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月9日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則(平成 17年 5月 9日 規程第17-54号)

この規程は、平成17年5月9日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附 則(平成 17年 9月 30日 規程第17-125号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成 18年 4月11日 規程第18-25号)
この規程は、平成18年 5月1日から施行する。

附 則(平成 18年 6月22日 規程第18-44号)
この規程は、平成18年 6月22日から施行する。

附 則(平成 19年 4月 9日 規程第19-49号)
この規程は、平成19年4月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成 19年 8月13日 規程第19-64号)
この規程は、平成19年8月13日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則(平成 20年3月31日 規程第20-29号)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 21年4月1日 規程第21-14号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成 23年10月18日 規程第23-49号)
この規程は、平成23年10月18日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則(平成 25年4月 9日 規程第25-31号)
この規程は、平成25年 4月9日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。

別表1

部門等	環境配慮活動責任者
経営企画部	経営推進部長
ミッション企画部長	ミッション企画部長
広報部	広報部長
評価・監査部	評価・監査部長
総務部	総務部長
人事部	人事部長
財務部	財務部長
契約部	契約部長
調査国際部	調査国際部長
筑波宇宙センター管理部	筑波宇宙センター管理部長
第一宇宙技術部門	第一宇宙技術部門事業推進部長
有人宇宙技術部門	有人宇宙技術部門事業推進部長
宇宙科学研究所	宇宙科学研究所科学推進部長
航空技術部門	航空技術部門事業推進部長
研究開発部門	研究開発部門研究推進部長
宇宙探査イノベーションハブ	宇宙探査イノベーションハブ長
新事業促進部	新事業促進部長
チーフエンジニア室	チーフエンジニア室長
セキュリティ・情報化推進部	セキュリティ・情報化推進部長
安全・信頼性推進部	安全・信頼性推進部長
施設部	施設部長
周波数管理室	周波数管理室長
追跡ネットワーク技術センター	追跡ネットワーク技術センター長
環境試験技術ユニット	環境試験技術ユニット長
宇宙教育推進室	宇宙教育推進室長
第二宇宙技術部門	第二宇宙技術部門プログラムマネージャ

別表2

事業所	環境配慮活動に関する事業所の代表者
東京事務所	総務部長
筑波宇宙センター	筑波宇宙センター所長
調布航空宇宙センター	航空技術部門長
相模原キャンパス	宇宙科学研究所長
種子島宇宙センター	種子島宇宙センター所長
内之浦宇宙空間観測所	内之浦宇宙空間観測所長
勝浦宇宙通信所	勝浦宇宙通信所長
臼田宇宙空間観測所	臼田宇宙空間観測所長
増田宇宙通信所	増田宇宙通信所長
沖縄宇宙通信所	沖縄宇宙通信所長
地球観測センター	地球観測センター所長
角田宇宙センター	角田宇宙センター所長
能代ロケット実験場	能代ロケット実験場長